

香川県報



第 61 号

平成 15 年

8 月 5 日（火曜日）

香川県知事 眞 鍋 武 紀

香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十五年八月五日

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

- 一 有害図書の指定
（青少年・男女共同参画課）
結核予防法の規定による指定医療機関の指定
（業務感染症対策課）
- 二 結核予防法の規定による指定医療機関の指定の辞退
（ " " ）
道路の供用開始
（道路保全課）
- 三 道路の位置指定（五件）
（建築課）
- 四 公 告
地方税法の規定による特約業者の指定の取消し
（税務課）
特定計量器定期検査の実施
（計量検定所）
土地改良事業計画変更の適否決定（三件）
（土地改良課）
一般競争入札の実施
（水産課）
- 五 選挙管理委員会告示
政治資金規正法の規定による政治団体の届出
（八）
政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出
（八）
政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出
（九）
政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出
（九）
監査委員公表
（九）
監査結果の公表
（九）

告 示

香川県告示第四百三十二号

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
118	平成十五年七月二十九日	CD-ROM 付雑誌	@BUBUKA ブブカ 8 月号増刊 Vol.25	17866 - 8	株式会社 カジン	内容が著しく性的 感情を刺激し、又 は真だしく粗悪性 を助長する等青少年 の福祉を阻害するおそれ がある。
119		雑誌	BUBUKA トラチナ お宝ライブショー 8 月号増刊 Vol.03	02284 - 8	"	
120		"	ホイツ No.43 8 月号	08169 - 8	"	
121		"	URURU ホイツ 8 月号増刊うるッ! Vol.21	08170 - 8	"	
122		"	1st TATTOO TATTOO BURST 8 月号増刊 Vol.1	15976 - 8	"	
123		"	URECCO gal 8 月号	01865 - 08	三ツオン 出版	
124		"	THE POWERFUL ケータイビジュアル 8 / 1 増刊 Vol.09	13320 - 08	"	
125		"	別冊GON 1 # 27 8 月号	18185 - 08	"	
126		"	Street SUGAR Special Vol.25 Street SUGAR 8 月号増刊	04168 - 08	株式会社 出版	

127	"	TOP SPEED	Vol.035 8月号	06837 - 08	"
128	"	Celeb girls ウオーB組 8月号増刊	Vol.007 8月号増刊	11804 - 08	徳文かん でかん
129	"	別冊ドント	Vol.13 8月号	17907 - 08	"
130	"	ピチオボーイ	Vol.232 8月号	07679 - 8	徳英知出 版
131	"	激ヤバ トップバンドホットライン	Vol.05 8月号増刊	16558 - 08	徳英知出 版社
132	"	裏モノJAPAN	8月号	01805 - 8	鉄人社
133	コミック誌	Taboo	No.132 8月号	19673 - 08	三和出版 徳
134	雑誌	ペンコンパラダイス	Vol.135 8月号	07483 - 08	徳メダイ アックス
135	"	Dr.ピカソ	No.101 8月号	06635 - 08	徳バウハ ウス
136	"	海賊 No.1	8月号	02461 - 8	徳竹書房
137	"	ザ・ベストMAGAZINE No.231	8月号	14003 - 8	徳ベスト セラース
138	"	PENTHOUSE JAPAN	8月号	07933 - 8	徳ばんか 社

香川県告示第四百三十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成十五年八月五日

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
ひもりの里診療所	さぬき市鴨庄四四八 一一二	大山 美穂	平成十五年四月十六日
医療法人社団道運 会 おさきこども クリニック	観音寺市柞田町甲八 〇二二	医療法人社団 道運会	平成十五年五月一日
村上医院	三豊郡詫間町詫間五 四八八	村上 恭一郎	平成十五年五月一日
医療法人社団みと し会 クニタクリ ニック	観音寺市柞田町甲一 八八八 一	医療法人社団 みとし会	平成十五年五月一日
つばさクリニック	坂出市川津町二四九 五 一	常包 修	平成十五年五月一日
ぬまはら皮膚科	三豊郡豊中町大字比 地大字政本二六二一	沼原 利彦	平成十五年五月十六日
宇多津浜クリニック	綾歌郡宇多津町浜五 番丁六六 一	猪尾 昌之	平成十五年六月二日
有限会社 アポハ ウス ひいらぎ調 剤薬局	三豊郡豊中町大字比 地大字政本二六二二 一	有限会社 アポ ハウス	平成十五年五月一日
ほほえみ薬局	仲多度郡多度津町寿 町二 三七	株式会社 神原 薬局	平成十五年五月十日
有限会社 宮川薬 局飯山店	綾歌郡飯山町下法軍 寺字島田三八〇 一	有限会社 宮川 薬局	平成十五年七月一日

香川県告示第四百三十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成十五年八月五日

香川県知事 真鍋 武紀

名称	所在地	開設者	辞退年月日
多田羅医院	坂出市元町一六二〇	多田羅 正直	平成十五年三月三十一日
クニタクリニック	観音寺市柞田町甲一八八八一	大西 敏行	平成十五年四月三十日
つばさクリニック	坂出市文京町一七 小林ビル2F	常包 修	平成十五年四月三十日
医療法人社団 西山医院	三豊郡仁尾町仁尾辛四〇五	医療法人社団 西山医院	平成十五年七月十日

香川県告示第四百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年八月五日から同年八月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年八月五日

- 香川県知事 真鍋 武紀
- 道路の種類 県道（一般）
 - 路線名 鴨川停車場五色台線（百八十号）
 - 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
坂出市加茂町字牛之子一五三〇番一 地先から 坂出市加茂町字牛之子一五四六番九地先まで	七・五 一・二・五	六〇	平成六年香川県告示第六百六十号で変更した区域の残り部分

四 供用開始の期日 平成十五年八月五日

香川県告示第四百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年八月五日

香川県知事 真鍋 武紀

- 指定番号 長土指道 第十一号
- 指定年月日 平成十五年七月二十三日
- 指定道路の位置 木田郡三木町大字田中宇西地四九二 三
- 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル
延長 五〇・七〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所において縦覧に供する。

香川県告示第四百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年八月五日

香川県知事 真鍋 武紀

- 指定番号 長土指道 第十二号
- 指定年月日 平成十五年七月二十三日
- 指定道路の位置 木田郡三木町大字氷上字石ヶ坪二二三 八 六
- 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・五メートル
延長 二七・六三メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所において縦覧に供する。

香川県告示第四百三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年八月五日

香川県知事 真鍋 武紀

- 指定番号 長土指道 第十三号

- 二 指定年月日 平成十五年七月二十三日
- 三 指定道路の位置 木田郡三木町大字氷上字石ヶ坪二二三八六
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・五〇メートル

延長 二五・八〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所において閲覧に供する。

香川県告示第四百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年八月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 長土指道 第十四号
- 二 指定 年月日 平成十五年七月二十三日
- 三 指定道路の位置 木田郡三木町大字氷上字北中川一四五一三
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・七六メートル

延長 一九・四三メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所において閲覧に供する。

香川県告示第四百四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年八月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 長土指道 第十五号
- 二 指定 年月日 平成十五年七月二十三日
- 三 指定道路の位置 木田郡三木町大字氷上字北中川一四五二二及び一四五二二三
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・七六メートル

延長 二三・四一メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所において閲覧に供する。

公 告

香川県公告第四百八十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成十五年八月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	取消しの年月日
松岡商店有限会社	松岡 一三	さぬき市鴨庄二〇一四	平成十五年五月十五日

香川県公告第四百九十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に掲げる場合に該当するものを除く。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成十五年八月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 定期検査の対象となる特定計量器
非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 二 定期検査を行う区域、期日及び場所

別表

検査区域 (坂出市)	検査日 時	検査場所
出 越 町	9:30~11:30	坂出市役所五越出張所
青梅町・高屋町 ・神谷町・大屋 町	10月27日(月) 13:00~15:00	坂出市役所松山出張所

林田町・西庄町	10月29日(水)	9:30～11:30	香川県農協林田支店
川津町		13:00～15:00	坂出市役所川津出張所
府中町		9:30～11:30	香川県農協府中支店
加茂町	10月30日(木)	13:00～15:00	香川県農協加茂支店
室町・久米町・京町・昭和町・旭町・横津町・谷町・駒止町・福江町・江戸町	11月4日(火)	10:00～15:00	坂出市役所
築港町・入船町・西大浜南・元町・本町3丁目・中央町・西大浜北・番の州緑町・番の州町・川崎町・瀬居町・妙弥島・沖の浜	11月5日(水)	10:00～15:00	坂出市シルバー人材センター 一前駐車場
文京町・御供所町・八幡町・常盤町・白金町・新浜町・宮下町・富士見町	11月6日(木)	10:00～15:00	坂出市勤労福祉センター
大池町・小山町・池園町・笠指町・寿町・本町1～2丁目・青葉町・花町	11月7日(金)	10:00～15:00	坂出市勤労福祉センター
檀石		10:00～10:30	坂出市立檀石小中学校
岩黒	11月10日(月)	10:45～11:15	坂出市立岩黒小中学校
与島町		11:30～12:00	坂出市役所与島出張所
坂出市全域(再検査)	11月13日(木)	10:00～12:00	坂出市勤労福祉センター

香川県公告第四百九十一号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、香川町が土地改良事業（中山間地域総合整備事業（ほ場整備）安原地区（下倉上団地））計画を変更することについて平成十五年七月二日適当と決定した。

その関係書類を香川町経済課において平成十五年八月十二日から同年九月一日まで縦覧に供する。

平成十五年八月五日
 香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第四百九十二号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、香川町が土地改良事業（中山間地域総合整備事業（生産基盤型）森窪団地第一工区地区）計画を変更することについて平成十五年七月二日適当と決定した。

その関係書類を香川町経済課において平成十五年八月十二日から同年九月一日まで縦覧に供する。

平成十五年八月五日
 香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第四百九十三号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、東かがわ市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（横断道関連・ほ場整備事業）宗極地区）計画を変更することについて平成十五年七月十八日適当と決定した。

その関係書類を東かがわ市事業部経済課において平成十五年八月十二日から同年九月一日まで縦覧に供する。

平成十五年八月五日
 香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第四百九十四号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第六十六條の規定により公告する。

平成十五年八月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

1 件名 水産試験場調査船建造

2 船舶の概要

(一) 船種等 第一種小型漁船 一隻

(二) 船質 軽合金（耐食軽合金）

(三) 全長 一九・一メートル

(四) 型幅 四・三メートル

(五) 型深 一・五メートル

(六) 計画喫水 約〇・七四メートル

(七) 計画総トン数 一九トン

(八) 最大搭載人員 一五名

(九) その他 入札概要書及び仕様書（以下「入札説明書」という。）による。

3 施工期間 契約締結日の翌日から平成十六年三月十七日まで

4 納入場所 別途指定する場所

5 納入期限 平成十六年三月十七日

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十五年八月十二日（火）までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

4 過去十年以内に進水し、引き渡しが完了した軽合金製の高速艇であつて、本件調達に係る調査船（以下「調達調査船」という。）と同程度の規模以上（一九トン以上とする。）のものを建造した実績を有すること。

5 全長二十メートルの船舶を建造することができる自社敷地内の屋内施設を有し、調達調査船建造に使用できること。

6 船体と甲板室構造の側壁及び甲板には大型押出型材が使用できること。

7 溶接工事は、全工程を溶接資格者により施工するものとし、証明書を有する資格者を三名以上、調達調査船建造業務に配置できること。

8 試験研究調査を目的とする軽合金製の高速艇の造船人員として構造設計、船体機装、機関機装及び電気機装の各分野について、三年以上の経験を有する技術者各一名以上を専任で調達調査船建造業務に配置できること。

9 調達調査船に関する点検、修理、部品提供等のサービス及びメンテナンスについて、その体制が十分に整備されており、長期にわたり迅速かつ円滑に対応が可能であると認められる者であること。

10 調達調査船建造基本設計業務の受託者でない者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がない者であること。

11 この建造に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、入札説明書に掲げる一般競争入札参加資格審査申請書に指定の書類を添えて、平成十五年八月十九日（火）午後五時までに四の1の場所に提出

し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、すべての要件を満たしていると認められた者に限り入札の対象とする。

四 契約条項を示す場所及び期間

1 場所

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県農政水産部水産課（電話 〇八七 八三一 三四七四）

2 期間

平成十五年八月五日（火）から同年九月十六日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

五 入札説明書及び設計図書を交付する期間、場所、方法

1 入札説明書の交付

(一) 期間

平成十五年八月五日（火）から同年八月十五日（金）まで（休日等を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(二) 場所

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県農政水産部水産課（電話 〇八七 八三一 三四七四）

(三) 方法

無料で配布する

2 設計図書の交付

平成十五年八月二十六日（火）以降に、入札参加資格を有すると認められた者に対し入札参加資格の確認結果とともに送付する。ただし、設計図書は入札時に返却すること。

六 入札参加資格審査申請書等の提出及び入札等

1 入札参加資格審査申請書等の提出

この入札に参加を希望する者は、水産試験場調査船建造に係る一般競争入札参加資格審査申請書及び指定の書類を、次に定めるところにより持参の上提出し、入札参加

資格の確認を受けなければならない。

(一) 提出日時

平成十五年八月十八日（月）から同年八月十九日（火）までの午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(二) 提出場所

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県農政水産部水産課（電話 〇八七 八三一 三四七四）

2 入札

(一) 日時 平成十五年九月十七日（水）午後二時

(二) 場所 香川県庁北館三階入札室

七 落札者の決定方法

規則第四百七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

八 その他

1 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 規則第五百二十二条各号に該当する場合は免除

3 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期 天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札の無効 落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落

札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

6 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

7 契約書作成の要否 要

8 その他 詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十五年八月五日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
井上ひろし後援会	高岡 尚美	松村 武雄	東かがわ市川東二九八
小川淳也後援会	中川 勝巳	青木 武史	高松市三条町三一五―三
佐伯文男後援会	石川 篤	多賀 利雄	三豊郡豊浜町大字和田浜一 一五一
淳正会	小川 淳也	小川 明子	高松市三条町三一五―三
白川年男後援会	白川 善久	白川 せつ子	仲多度郡満濃町大字坂所西 一一二四―一
武内修後援会	武内 廣子	武内 廣子	仲多度郡満濃町大字長尾一 八八〇

香川県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年八月五日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党香川内航海運支部	主たる事務所所在地	高松市錦町一―二―一―三	高松市錦町一―一―二
民主党香川県第1区総支部	代表者の氏名	小川 淳也	村上 豊
	代表者の氏名	市原 晋	岡田 徹
	会計責任者の氏名		

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
片岡英樹後援会	代表者の氏名	大西 一則	水原 栄

香川県選挙管理委員会告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年八月五日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一 その他の政治団体

政治団体の名称
黒木保後援会

香川県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金種別団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十五年八月五日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

資金種別団体の届出をした者の氏名	公職の職級	資金種別団体の名称	住居の所在する市町村	住居の所在する番地
小川 卓也	衆議院議員	卓也会	高松市三茶田	三二五二一三

別紙事実公表

香川県監査委員公表第25号

平成15年6月16日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成15年8月5日

香川県監査委員 鎌 田 守 恭

同 名 和 基 延
同 同 石 川 桐 治
同 同 広 瀬 員 義

第1 監査の請求

1 請求人

高松市新北町21番14号 矢野 輝雄

2 請求書の提出

平成15年6月16日

3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書における請求の要旨は、「別紙事実証明書の記載によ

ると、香川県知事は、財団法人栗林公園動物園に対して平成15年4月分から同年9月分の香川県所有土地の土地使用料7,426,500円の納入につき違法にこれを免除し当該土地使用料の徴収を違法に怠っている事実が認められる。

別紙事実証明書の記載によると、本件土地使用料の免除は、香川県都市公園条例第11条但し書の規定により免除されているが、知事の権限において自由に使用料納入の免除はできないのである。香川県都市公園条例第11条但し書の規定では、使用料の減免ができる場合として減免する必要があつて「特別の事由」がある場合に限られるのであるが、本件の場合には、何らの「特別の事由」は存在しないのである。

本件違法な「怠る事実」は、地方自治法第242条第1項の公金の賦課・徴収を怠る事実と該当するものである。本件違法な「怠る事実」により、香川県が当該土地使用料相当額の損害を受けたことは明白であり、当該職員が本件怠る事実により香川県に対して損害を与えたことは明白である。本件怠る事実は、地方財政法第4条第2項、同法第8条の各規定に違反するものである。

よつて、本件請求人は、香川県監査委員が、本件怠る事実につき責任を有する者に対して損害の補てんをさせ、又は当該使用料徴収を直ちに行う等の「必要な措置」を講ずるよう香川県知事に対して勧告することを求める。」（以上原文のとおり）というものである。

（別紙事実証明書省略）

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第2 個別外部監査契約に基づく監査

1 個別外部監査契約に基づく監査の請求

請求人が監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由は、「住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求めざるを得ない。」（以上原文のとおり）というものである。

2 知事に地方自治法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由（

<p>個別外部監査契約に基づく監査によることを相当としない理由)</p> <p>外部監査制度が設けられた趣旨は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による外部監査を導入することにより、当該団体における監査制度の独立性と専門性を一層充実するとともに、地方公共団体における監査機能に対する住民の信頼を高めることにあるが、この制度は監査委員制度と相反するものではなく、地方公共団体の行政の適正な運営の確保という共通の目的に資する制度であり、両者が相互に機能を発揮することによって地方公共団体の監査機能の全体が充実することが期待されているものである。</p> <p>本件住民監査請求は、財団法人栗林公園動物園(以下「栗林動物園」という。)に対する土地使用料の免除に関するものであり、その財務会計上の違法性等についての判断を行うに当たって、特に監査委員に代わる外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと考えられることから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるとは認められない。</p> <p>第3 監査の実施</p> <p>1 監査対象事項</p> <p>栗林動物園に対して、栗林公園内における公園施設(動物園)設置に係る平成15年4月1日から同年9月30日までの土地使用料を免除したのは、違法又は不当か否かについて監査を行う。</p> <p>2 監査対象部局</p> <p>商工労働部観光交流局</p> <p>3 請求人による証拠の提出及び陳述</p> <p>請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき平成15年7月22日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人からこれを行わない旨の意思表示がなされた。</p> <p>第4 監査の結果</p> <p>本件請求については、監査の結果、台議により次のとおり決定した。</p> <p>本件請求は、理由がないものと認める。</p>	<p>以下、その理由について述べる。</p> <p>1 事実関係の確認</p> <p>関係書類等を調査するとともに、商工労働部観光交流局職員から事情を聴取して、次の事項を確認した。</p> <p>(1) 栗林動物園に対する土地使用料</p> <p>栗林動物園が設置されている栗林公園は、都市公園法(昭和31年法律第79号)に基づき県が設置し管理している都市公園であり、動物園は、同法第2条第2項第6号に規定する都市公園の効用を全うするための公園施設(教養施設)に該当する。同法第5条第2項の許可を受けて公園内土地に公園施設を設ける場合は、香川県都市公園条例(昭和39年香川県条例第20号)第11条において、「別表第2に掲げる額の土地使用料を納入しなければならない。ただし、知事において特別の事由があると認めるときは、減免することができる。」と規定されている。</p> <p>平成14年10月1日から平成15年3月31日までの土地使用料については、平成14年9月30日付けで栗林動物園から「県からの要請を受けて、平成14年9月末をもって有料入園者の受入れを停止すること」を理由に免除申請が提出され、同条例第11条ただし書の規定に基づき、同年10月28日付けで免除している。</p> <p>平成15年4月1日から同年9月30日までの土地使用料については、同年3月27日付けで栗林動物園から「平成14年6月29日開催の弊財団理事会決議に基づき同年10月1日以降休園し、かつ県への用地返還目途たる本年9月末日にかけて現在鋭意努力中です。」等の現況についての報告書を添えて、免除申請が提出され、同条例第11条ただし書の規定に基づき、平成15年3月31日付けで免除している。</p> <p>(2) 本件土地使用料を免除した理由</p> <p>県は、栗林公園活性化のためには動物園敷地を有効活用していくことが必要であるとの観点から、栗林動物園に対して土地の返還を要請しており、栗林動物園がこの要請を受け、平成14年10月以降有料入園者の受入れを停止し、動物園敷地を県に返還するため動物園の他動物園への移転作業を行うことになったことから、同条例第11条ただし書に規定する特別の事由があると認め、土地使用料を免除したものである。</p> <p>(3) 栗林動物園の沿革及び活動状況等</p>
--	--

<p>沿革</p> <p>明治40年頃 栗林公園内の遊園地に県営の小動物園を設置</p> <p>昭和4年6月 経営困難により個人に経営を譲渡、土地は無償による使用許可</p> <p>昭和5年1月 個人動物園として閉園</p> <p>昭和26年8月 財団法人組織に変更</p> <p>昭和27年4月 博物館法に基づき博物館として登録</p> <p>昭和31年10月 都市公園施設として設置許可</p> <p>活動状況</p> <p>公益法人である栗林動物園は、博物館法や社会教育法の趣旨に基づき各種動物を飼育し教育上又は学芸上価値ある資料を展示公開して公衆の鑑賞及び教養、児童生徒の学習並びに学芸の研究に資することを目的とし、地域における文化、教育の一部門として動物園運営等を行ってきた。動物園事業においては、その古い歴史の中で、子供たちの豊かな情操を養い、動物たちと触れ合う社会教育の場として広く親しまれてきた。また、県の委嘱により県内の野生動物の保護、救命救急とリハビリ、自然復帰等に努めるとともに、動物園のサポーター組織ともいえる動物里親制度の実施運営、博物館学芸員講習や職場体験学習、インターンシップ学習の受入れ指導など幅広い活動を行ってきた。</p> <p>経営状況等</p> <p>栗林動物園は、昭和30年代のピーク時には年間60万人の入園者があったが、その後、レクリエーションの多様化などを背景に入園者数は減少し、平成2年には20万人を下回り、このころから収支バランスが崩れていった。そして、平成13年にはピーク時の10分の1までに落ち込み、ここ数年は積立金を取り崩すなどして赤字補てんをしており、動物の飼育環境の十分な確保も難しくなっていた。</p> <p>2 監査委員の判断</p> <p>本件動物園は、明治40年頃に県営の小動物園として設置され、その後の変遷を経て、公益法人設置の動物園として現在に至っており、古い歴史の中で多くの人々がここを訪れ、子供たちの社会教育、情操教育の場として、また、地域住民の憩いの場として広く県民に親しまれてきており、その社会的貢献は大きく公共性は高いと認められる。</p>	<p>栗林動物園が平成14年10月以降有料入園者の受入れを停止し、動物園敷地を県に返還するための移転作業等を行うことになったのは、動物園敷地を返還してもらいたいとの県の実情によるものである。</p> <p>以上のことに照らすと、平成15年4月1日から同年9月30日までの土地使用料を免除したことは、香川県都市公園条例第11条ただし書の規定により知事に委ねられている裁量権の範囲を逸脱したものではなく、違法又は不当な措置とは認められない。したがって、本件土地使用料を違法に免除したとする請求人の主張には理由がない。</p>
---	--

平成十五年八月五日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています